

別表第三十一（第八十八条の十関係）（平21防省令13・追加）

年 月 日
（警察署長） 殿
自衛隊の部隊等の長（官職・氏名）
自衛隊法による道路使用通知書
自衛隊法（昭和29年法律第165号）第115条の16（道路交通法の特例）第1項の規定に基づき、下記のとおり通知する。
記
1 道路を使用する自衛隊の部隊等の名称並びにその長の官職、氏名及び連絡先
2 道路使用の目的
3 道路使用の場所又は区間
4 道路使用の期間
5 道路使用の方法又は形態
6 その他参考事項

- 備考：1 「道路使用の目的」の項には、道路の使用を必要とする理由について記載する。（例：「防衛出動の命令に基づく防御施設の構築のため」等）
- 2 「道路使用の場所又は区間」の項には、使用する路線及び区間を具体的に記載する。（例：「県道 号線 市 丁目 番地 号から 丁目 番地 号までの区間」等）
- 3 「道路使用の期間」の項には、使用を開始する日から終了する日までの期間（終了日があらかじめ決定している場合は、その日までの期間。決定していない場合には、「撤収を命ぜられるまでの間」）を記載する。
- 4 「道路使用の方法又は形態」の項には、使用の方法又は形態について具体的に記載する。（例：「障害物の設置」、「物資の集積」、「破損・欠損した道路の工事」等）